

法律相談 空き家無料

金沢市

空き家の
枝は切って
いいの？

地域で出来
ることは？

相続問題
どうしよう



相談日 每週 **火曜日**

(祝日・年末年始を除く)

時 間 10時00分～12時00分
※1回30分程度

場 所 金沢市役所

予 約 **事前予約制**

空き家について
弁護士に相談したい方へ

市内の空き家に困っている

- ・町会
- ・近隣住民
- ・所有者等

が対象です。

「弁護士に相談したい」と思った方は、
お気軽にご連絡ください。

※詳細につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

金沢市役所建築指導課 空き家活用室



akiya@city.kanazawa.lg.jp



076-220-2136

予約
受付

メールまたは電話

